龍雲寺 納骨堂管理使用規定

第１条（目的）

この規定は、宗教法人西湖山龍雲寺（以下「当山」という）が管理する納骨堂（以下「納骨堂」という）の管理および使用に関する基準を定め、その管理および使用の適正を図ることを目的とする。

第２条（用語の定義）

１　本規定において「納骨堂」とは、遺骨を安置または埋葬するために区画された場所の一区画および、管理者により設置された厨子をいう。

２　本規定において「納骨場所」とは、前項の厨子およびその下に設けられた遺骨埋葬部分を含む施設をいう。

第３条（管理者）

納骨堂は、宗教法人西湖山龍雲寺の住職（以下「管理者」という）が管理する。

第４条（使用目的）

納骨堂は、遺骨を安置または埋葬する目的以外に使用することはできない。

第５条（使用資格）

納骨堂は、原則として龍雲寺永代供養に申し込み、管理者の承諾を得た者が使用することができる。

第６条（使用承諾）

納骨堂の使用を希望する者は、あらかじめ管理者の承諾を得なければならない。

第７条（使用料）

前条の承諾を得た者は、別に定める納骨堂使用料および管理料を、管理者が指定する期日までに納入しなければならない。

第８条（承継の制限）

１　納骨堂は、管理者が後継者に代わって管理および供養を行う施設であるため、使用権を第三者に承継することはできない。

２　ただし、子その他の親族が引き続き使用を希望する場合には、管理者と協議のうえ、管理者の判断によりこれを認めることがある。

第９条（使用者の遵守事項）

納骨堂使用者は、次の各号を遵守しなければならない。

１　焼骨または遺骨を納骨または埋葬しようとするときは、あらかじめ管理者に対し、法令に基づく埋火葬許可証または改葬許可証を提出すること。

２　管理者の承諾なく、遺骨を取り出し、持ち出し、移動し、再埋葬または改葬を行ってはならない。

３　納骨場所、厨子その他納骨堂に関する変更、改造、移転等を行う場合には、事前に管理者の承諾を得ること。

４　使用者または代表者が住所等の連絡先を変更したときは、遅滞なく管理者に届け出ること。

５　使用者は、龍雲寺永代供養に申し込むこと。

６　龍雲寺の宗旨および供養の在り方を尊重し、管理者の指示に従って供養を行うこと。

７　管理者が認めたものを除き、龍雲寺の宗旨および供養の在り方と異なる宗教的行為を行ってはならない。

８　管理者の承諾なく、第三者に供養行為その他納骨堂に関わる行為を行わせてはならない。

第１０条（契約解除）

１　納骨堂使用者が次の各号のいずれかに該当する場合、管理者は使用契約を解除することができる。相手方またはその所在が分からない場合の解除の通知は、民法第 98 条に定める手続によるものとする。

（１）使用者について、死亡の通知が当山に行われていないにもかかわらず、転居・所在不明その他の理由により当山との連絡が取れない状態が継続し、当山が行う書面、電話、電子的手段等による連絡に対して、十年間にわたり一切の応答

が確認できないとき。

（２）本規定に違反し、使用者としての適格を失ったと管理者が判断したとき。

２　前項により使用契約が解除された場合、使用者は速やかに当該納骨場所を管理者に返還しなければならない。

３　解除後１年以内に返還措置が行われない場合、管理者は当該遺骨について改葬の手続きを行うことができる。

第１１条（使用中止および返還）

納骨堂が不要となった場合、使用者は管理者に届け出たうえで返還することができる。管理者が承認した場合には、現状のまま返還することができる。

第１２条（使用料の不返還）

納骨堂の使用料および管理料は、使用の有無にかかわらず返還しない。

申込み後、使用開始前または使用開始後を問わず、解約があった場合であっても返金は行わない。

第１３条（永代供養料の不返還および未納時の取扱い）

１　永代供養料のうち、申し込み人数ごとに二十万円については、永代供養申込者として登録された時点から当該家に対する日々の供養が開始されるため、申込後に解約があった場合であっても返還しない。

２　前項の金額を納入前に解約する場合には、解約時に当該金額を納入しなければならない。

３　前各項以外の永代供養料については、返還の有無および内容を管理者の判断により定める。

第１４条（災害等の場合の対応）

天変地異その他管理者の責に帰さない事由により納骨場所に損害が生じた場合、管理者は可能な限り現状復旧に努めるが復旧が困難な場合には管理者の判断により補修を行うことができる。

第１５条（納骨期間満了後の取扱い）

納骨堂契約時に定めた納骨期間が満了し、期間延長の申請がない場合には、使用者からの連絡がない場合であっても、管理者の判断により永代供養塔へ遺骨を移し、埋葬することができる。

ただし、契約内容により、永代供養塔ではなく境内地への埋葬とする場合がある。

第１６条（所有権）

納骨堂および納骨場所は、すべて当山の所有とし、使用者は使用権のみを有する。

第１７条（管理者の責任）

管理者は、通常の管理を行う義務を負うものとし、使用者の行為に起因して生じた損害については責任を負わない。

第１８条（規定の運用および変更）

本規定の解釈および運用は、個別の事情に応じて管理者が判断するものとする。

本規定の改定は、改定内容および施行日を当山公式ホームページで事前に告知し、重要な改定については各戸に個別に連絡するものとする。

第１９条（動物等の埋葬禁止）

本規定に基づき行われる永代供養においては、永代供養塔、樹木葬墓地、納骨堂のいずれの場合においても、人の遺骨以外を埋葬してはならない。

犬・猫その他の動物、ならびにそれらの遺骨・遺灰等を埋葬することは、理由のいかんを問わず認めない。

附則

本規定は、平成 29 年 7 月 10 日に改定され、同日施行する。

本規定は、令和 8 年 1 月 3 日に改定され、同日施行する。

本規定は、令和 8 年 9 月 11 日に改定され、同日施行する。